

難しいことをわかりやすく解説する【カンタン解説シリーズ】

「中小企業の会計に関する指針」(その2)

中小企業の会計が変わります！経営者・経理担当者、必読！！

日本公認会計士協会・日本税理士会連合会
日本商工会議所・企業会計基準委員会

前回のニュースレターの付録「中小企業の会計に関する指針」の後編(その2)をお送りします。

前回は、「案」だったのですが、8月3日にその案が取れ、正式に決定しました。案からの変更は、大きな点では「ソフトウェア」の処理が追加になりました。今回はそこから解説したいと思います。

このカンタン解説では、一般的な処理とは変わっている点、特に注意する点などを中心にやっていきます。経営者、経理担当者の方、是非お読みいただければ幸いです。

8. ソフトウェア

基本的には、費用処理が原則です。(この点、税法とは違ってきます。)

①研究開発用ソフトウェア

研究開発に該当するものは、研究開発費として費用処理します。

②社内利用のソフトウェア

将来の収益獲得または費用削減が確実であるもの → ソフトウェアとして無形固定資産に計上します。

※パッケージソフトやオーダーメイドのソフトウェアなどは、資産計上にするのが良いと思います。

③販売目的のソフトウェア

β版までの開発費は、研究開発費として費用処理します。

それ以降のマスター制作費は、ソフトウェアとして無形固定資産に計上します。

※この点、税法上のソフトウェアと変わってくる可能性があります。

9. 金銭債務

①借入金で1年以内に支払期限が到来するものは、流動負債にします。

※したがって、長期借入金の中でも1年以内に返済予定のものは、

「1年内返済予定長期借入金」として流動負債に表示する必要があります。

②デリバティブ取引によって生じる債権および債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理します。

※時価評価を行なわないといけません。

10. 引当金

<賞与引当金>

・翌年に支給する賞与の内、当期に対応するものは、賞与引当金を計上しなければいけません。

・税法の賞与引当金限度額は、なくなりましたが、税法基準（支給対象期間基準）で計算したものは認められます。

※但し、賞与引当金は全額税務上の損金にはなりません。

11. 退職給付債務・退職給付引当金

①退職給付制度

退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金、確定給付年金などの制度を採用している会社は、複雑な計算によらず期末自己都合要支給額を、退職給付引当金として計上すればよいことになりました。

②その他の制度

中退金、特退共、確定拠出年金（401K）に加入している場合は、その掛金をもって費用処理します。ただし、退職金の一部をこの制度によっている場合は、残額については、退職給付引当金を計上します。

③退職金規定がない場合

規定がなくても、支給実績があり、将来においても支給する見込みが高い場合は、合理的に計算した金額を退職給付引当金として計上する必要があります。

12. 税金費用・税金債務

①法人税、住民税及び事業税

・当期の利益に対する上記税金は、発生基準により「**法人税、住民税及び事業税**」という科目名で、税引前当期純利益の次に表示します。

・また、納付すべき金額は、貸借対照表の流動負債に「**未払法人税等**」として計上します。

・還付になる場合は、流動資産に「**未収還付法人税等**」として計上します。

②源泉所得税等

受取配当や受取利息から控除される、源泉所得税・利子割などは、損益計算書上「**法人税、住民税及び事業税**」に計上します。

③消費税等

消費税等は原則、税抜方式とし、決算時において納付の場合は「**未払消費税等**」を計上し、還付の場合は「**未収消費税等**」を計上します。

※消費税に“等”がついているのは、地方消費税もあるからです。

13. 税効果会計

- ・ 税効果会計は、会計と税法の差を調整するものであります。
- ・ 将来税金を減算させるもの（たとえば繰越欠損）が、将来確実に実現すると見込めるのであれば、その部分を「税金資産」として計上しようというものです。
- ・ ただ、この税金資産については、確実に回収できる（将来税金が減る）見込みがない限りは、計上してはいけない、ということになっています。
- ・ 今回の指針では、その基準が示されていますが、ちょっと難解になりますので、割愛させていただきます。中小企業では、あまり税効果会計をやる意味がないかなとは思っております。

※この適用がある場合は、直接顧問税理士にお尋ねください。

14. 資本・剰余金

◆資本の部は、次のように区分表示します。

資本金

資本剰余金

資本準備金

その他資本剰余金

利益剰余金

利益準備金

任意積立金

当期末処分利益

株式等評価差額金

自己株式（△）

※以前からの区分とは違っていますので、注意してください。

15. 収益費用の計上

- ・ 収益については**実現主義**により認識し、費用については**発生主義**により認識します。
- ・ また、一期間に対する収益とこれに対応するすべての費用を関連付けて計上します。その収益獲得に関連する費用は、すべて計上しろということです。また、逆に翌期以降の収益に対応する費用は、繰り延べる必要があります。これを、**費用収益対応の原則**といいます。これが改めて強調されています。
- ・ 収益の実現は、原則として、**販売や役務の提供をした時**です。いつ販売が成立したのかは、一般的には次の3つの基準があります。
 - ◆出荷基準 : 製品、商品等を出荷した時点
 - ◆引渡基準 : 製品、商品等を得意先に引渡した時点
 - ◆検収基準 : 得意先が製品等の検収をした時点これらを、その企業の取引状況に合わせて選択することになります。
- ・ その特殊な基準として、委託販売・試用販売・予約販売・割賦販売・工事進行基準などがあります。

16. 外貨建て取引

外貨建て資産の決算時の換算方法は、次のとおりです。

①外国通貨

決算時の為替相場により換算します。(税法も同様)

②外貨預金

決算時の為替相場により換算します。(税法の場合、長期預金は取引発生時の為替相場になっています。)

③外貨建て債権・債務

決算時の為替相場により換算します。(税法の場合、長期債権債務は取引発生時の為替相場になっています。)

④外貨建て有価証券

- ・ 売買目的有価証券 : 決算時の為替相場により換算します。(税法も同様)
- ・ 満期保有目的 : 決算時の為替相場により換算します。(税法は取引発生時)
- ・ 子会社関連会社株式 : 取引発生時の為替相場により換算します。(税法も同様)
- ・ その他の有価証券 : 決算時の為替相場により換算します。(税法は取引発生時)

※税務署に換算方法の届出を提出することにより、税法基準を合わせることができ
ます。

17. 計算書類の注記

今後は、注記をすることが求められています。この指針で掲げている注記の例示は以下のとおりです。

1. この計算書類規則は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 時価のあるもの 期末時の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
 - ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 ただし、原材料は最終仕入原価法

(会計方針の変更)

従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定額法、ただし、機械及び装置は定率法

無形固定資産 法人税法の規定による定額法
 - (4) 引当金の計上方法

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額により計上しています。
 - (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
3. 貸借対照表関係
 - (1) 支配株主に対する債権債務

短期貸付金	× × × 千円
買掛金	× × × 千円
長期借入金	× × × 千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額		×××千円
(3)担保に供している資産	土地	×××千円
	建物	×××千円
(4)保証債務		×××千円
4. 損益計算書関係		
(1)支配株主との取引	営業取引	×××千円
	営業取引以外の取引	×××千円
(2)一株当たりの当期純利益		××円

18. 決算公告

- ・ 株式会社は、貸借対照表を公告しなければならないことになっています。
- ・ また、取締役会の決議により、ホームページなどでも公開することができます。ただし、この場合には、要約ではなく貸借対照表そのものを開示する必要があります。
- ・ なお、貸借対照表のみならず、損益計算書も公告を行なうことが望ましい、と指針では触れています。

※法律上は、公告の義務がありますが、ほとんどの中小企業が公告をしていません。ただし、会計参与が入りこの指針に基づいて決算を行なう場合は、公告をせざるを得なくなってくるでしょう。一般の中小企業がどうなるかは、見守りたいと思います。

以上、2回に渡って会計指針をまとめてみました。参考にいただければ幸いです。なお、会計指針の全文を入手したい場合は、各団体（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）のサイトを検索して、ダウンロードをしてください。